

まようしん

5者(子ども・家庭・学校・地域・行政)連携で子どもを育てる「教育振興運動」を実践しましょう!!

発行日
令和3年10月20日
発行
平泉町教育振興運動推進協議会
(平泉町教育委員会内)
TEL 46-5576
FAX 46-2015

今年度の「教育振興運動」の取り組み方針決定!

平泉町教育振興運動推進協議会の総会を7月19日に開催し、地域ぐるみで子育てを進めるための取り組み方針などを決めました。

教育振興運動の全県共通課題①「情報メディアとの上手な付き合い方」については、ノーテレビデー、日9ノーメディア運動を継続して実践します。また、昨年度からスタートした『ひらいずみの家庭教育10か条』、『家庭でのルールづくりのすすめ』の更なる普及啓発を行い、地域全体で子育てに関する共通認識を持ちながら家庭教育の充実を図り、家庭でのルールづくりの定着を促進します。

全県共通課題②「コミュニティ・スクールの推進」については、教育振興運動や学校支援ボランティア事業、放課後子ども教室、各学校の教育活動等、既存の取り組みを総合的かつ一体的に推進しながら、令和4年度の導入を目指し学校関係者との具体的な検討を行います。

その他町共通課題にかかわる運動についても、新型コロナウイルスの動向を注視しながら、可能な限り感染防止対策を講じた上で、5者の役割を再確認し取り組みを継続していきます。



令和2年度放課後子ども教室の様子
ニュースポーツ体験(スマイルポウリング)

令和3年度教育振興運動の取り組み内容

●全県共通課題にかかわる運動

①『情報メディア』との上手な付き合い方 ②コミュニティ・スクールの推進

●町共通課題にかかわる運動

③平泉学の充実 ④家庭学習の充実 ⑤読書活動の推進 ⑥家庭教育の充実 ⑦あいさつ運動

⑧教育支援活動 ⑨体験活動・文化活動 ⑩防犯・安全活動 ⑪普及活動

ひらいずみの家庭教育10か条

第1条 家族のきずな

家族で集う
楽しい時間



一日一度は家族団らんの時間を設け、今日の出来事について耳を傾けましょう。

第2条 いのちの大切さ

教えよう
かけがえのない命



自然と触れ合う機会を与えるなど、自分の命とみんなの命の大切さを教え、思いやりを育みましょう。

第3条 あいさつ

心と心をつなぐ
あいさつを
家庭から



家族みんなであいさつを交わし、自ら進んであいさつができる姿勢を育てましょう。

第4条 健康

元気のもと
早寝、早起き
朝ごはん



早寝、早起き、朝ごはん。規則正しい生活習慣を心がけ、1日の生活リズムを整えましょう。

第5条 責任感

持たせよう
家での役割
責任感



子どもにも家庭での役割を与え、毎日お手伝いする中で責任感を育てましょう。

第6条 豊かな心

育てよう
家族で読書
豊かな心



親子のふれあいの時間や内容について話し合うなど、読書を通じて豊かな心を育てましょう。

第7条 善悪の判断

教えよう
ことの善し悪し



子どもは親の背中を見て育ちます。親の姿勢で、善悪の判断がしっかりできる規範意識を育みましょう。

第8条 社会性

参加しよう
家族みんなで
地域の活動



家族みんなで地域の活動へ積極的に参加し、社会性を身につけましょう。

第9条 郷土愛

学び、育む
郷土を愛する
平泉っ子



歴史や文化、産業など地域のことを学び、理解を深め、郷土を愛する心を育てましょう。

第10条 情報メディアとの付き合い方

話し合い
家族で作ろう
我が家のルール



家族みんなで話し合い、情報メディアとの上手な付き合い方を見つけましょう。

家庭でのルールづくりのすすめ

「情報メディア」と上手に付き合うために

家族でしっかり話し合い、ルールを作りましょう！

情報メディアが普及し、生活は豊かでとても便利になった反面、いじめや依存、有害サイトを通じた事件・トラブルなど、子どもたちを取り巻く様々な問題が懸念されています。

子どもだけで善悪の判断をつけることは難しいため、各家庭で利用に関するルールづくりを行うことが重要な役割を持ちます。

子どもが興味を示すテレビやゲーム、スマートフォンなどを入口にして、家族で正しい知識を身につけ、様々なことを教えるきっかけを作りましょう。



【家庭でのルールづくりのポイント】

- 利用して良い場所・時間帯・状況など、やって良いこと、いけないことをきちんと理解し、判断できるようなルールを作りましょう。
- 情報メディアの利用によって、子どもたちが本来やらなければならないこと（宿題、お手伝いなど）が、おろそかになってしまわないように、責任や役割について確認しましょう。
- ルールを守れなかった時は、すぐに使用を禁止するのではなく、まずは何が悪かったのか話し合う機会を作りましょう。その上で、守れなかった時のルールについても話し合いましょう。
- 親から一方的に押し付けられたルールは長続きしません。お互いが納得し、学びが得られるルールづくりを心がけましょう。
- ルールを決めたら、書き出してみよう（下記記載欄をご活用ください）。作成後は家族が見やすいところに貼って、活用しましょう。

これが我が家のルールです！

我が家は下記のとおりルールを決めたので、実践します！

【ルール①】（例：利用時間・利用場所について等）

【ルール②】（例：利用してはいけない状況について等）

【ルール③】（例：家での役割、優先してやるべきことについて等）

学校支援活動・放課後子ども教室に お手伝いくださる方を募集しています！

地域ボランティアの協力を得ながら学校を支援する「地域学校協働活動」。子どもと触れ合いながら楽しく活動できる地域学校協働活動にぜひご協力をお願いします。

図書ボランティア 図書室内の装飾、読み聞かせなど

学習支援ボランティア スポーツテスト補助、校外学習補助・安全見守りなど

環境ボランティア 花壇等の草取り、学校周辺の草刈り・植木の剪定など

わくわくフィールドスタッフ わくわくフィールド・放課後の児童見守り

消毒ボランティア 校舎内の消毒作業

その他にも、たくさんの分野のボランティア活動があります。
興味のある方は、協議会事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 協議会事務局(教育委員会)
地域教育コーディネーター(志羅山・佐々木)
TEL 46-5576



消毒ボランティアの活動の様子

地域と学校がパートナーとなって子どもの成長を支える 「コミュニティ・スクール」について

●コミュニティ・スクールとは…

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことです。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づき、学校運営に関して広い関係者で協議し、保護者や地域住民の声を積極的に活かし、学校が地域と一体となって特色ある学校づくりを進める学校の体制です。

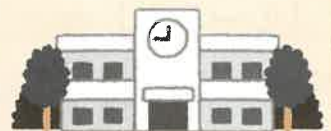
●学校運営協議会委員について…

学校運営協議会の委員は、頼もしい学校の応援団の役割を担う組織であることが期待されるため、PTAの範囲にとどまらない地域全体に目を向ける必要があります。なお、委員の人数や構成等は学校や地域の実情に応じて幅があり、校長の意見を反映し教育委員会が任命します。

〈委員構成の例〉 ・自治会代表 ・PTA代表 ・地域教育コーディネーター ・婦人会代表
・商工会代表 ・伝統芸能保存会代表 ・民生児童委員 ・地域ボランティア ・当該学校の校長 等

●コミュニティ・スクールの主な3つの機能について…

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる



※③については、個人を特定したのではなく、学校の教育上の課題を踏まえた建設的な意見に限る

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、多くの保護者や地域住民の方々が参画できる仕組みです。関係する皆さんが、当事者として子どもの教育に関する課題や目標を共有することにより、学校と地域の連携・協働による取り組みがより一層充実するものと考えます。平泉町では教育振興運動等、既存の取り組みを活かしながら、導入に向けた具体的な検討を進めています。